

松籟荘サテライト安良川別館 利用料金表

(令和6年11月～)

◆施設サービス費

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費 ロ(1)

要介護度	金額/日	金額/月
要介護1	682	20,460
要介護2	753	22,590
要介護3	828	24,840
要介護4	901	27,030
要介護5	971	29,130

※月額とは30日の場合で表示

◆各種加算

項目	金額/日	要件	
★ 日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46/日	算定日の属する月の前6ヶ月又は前12ヵ月間における新規入居者の総数のうち、要介護4・5の方が70%以上、又は認知症の方が65%以上入居している場合、又は痰の吸引等が必要な利用者の占める割合が入居者の15%以上の場合、及び介護福祉士が5名以上配置している場合	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合	
★ 看護体制加算(Ⅰ)イ	12/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合	
★ 看護体制加算(Ⅱ)イ	23/日	看護職員を基準より1名以上上回って配置し、病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合	
★ 栄養マネジメント強化加算	11/日	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、栄養ケアマネジメントを実施、食事の観察を週3日以上実施、栄養状態等の情報を厚労省へ提出し、サービス提供に活用・実施した場合	
再入所時栄養連携加算	200/回	入院後、大きく異なる栄養管理が必要になり、再入所した場合1回限り算定	
個別機能訓練加算	12/日	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、入居者・家族の同意が得られ、他職種が共同して個別に計画を作成・実施・評価した場合	
★ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46/日	夜勤職員を基準より1名以上多く配置している場合	
福祉施設外泊時費用	246/日	外泊・入院時発生(月6日を限度。月またぎの際は最大12日間)	
福祉施設初期加算	30/日	入所日から30日間、又は30日を越える入院後の再入所30日間	
★ 安全対策体制加算	20/回	施設内に安全対策部門・担当者を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に限り、入所時に1回	
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	460/日	入所中(1又は2回)を限度
	退所後訪問相談援助加算	460/日	退所後1回を限度
	退所時相談援助加算	400/日	退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に情報提供
	退所前連携加算	500/日	居宅介護支援事業者と連携し、情報提供とサービス調整
	退所時情報提供加算	250/日	入居者が退所し、医療機関に入院する場合において入所者の同意を得て心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、入居者の紹介を行った場合
経口移行加算	28/日	経口への栄養管理を行った場合(180日以内)	
経口維持加算(Ⅰ)	400/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、経口での栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し、実施している場合(6カ月以内。継続して管理が必要な場合は延長)	
経口維持加算(Ⅱ)	100/月	上記観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	
療養食加算	6/回	療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)	
★ 看取り看護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下	72/日	施設で看取りを行った場合
	死亡日以前4日以上30日以下	144/日	
	死亡日以前2又は3日	680/日	
	死亡日	1280/日	
★ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	入居者のADL、持病、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況にかかる基本的な情報を厚労省に提出し、サービス提供に活用している場合	
★ 協力医療機関連携加算	100/月	協力医療機関との間で当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催することで、実効性のある連携体制を評価している場合	
★ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10/月	第二種協定指定医療機関との間に新興感染症の発生時等の対応を行う体制確保、協力医療機関との対応の取り決め・連携、地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修・訓練に年1回以上参加している場合	
若年性認知症利用者受入加算	120/日	若年性認知症の方にサービスを行った場合	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	医師が「認知症のBPSDのために在宅生活が困難であり、入所が必要と判断した」方を緊急入居させた場合(7日間を限度)	
● 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(所定単位×140/1000) /日	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している事業者の場合	

※所定単位とは…(1日のサービス費+基本★マークの加算【必要時にはその他の加算も含む】)×在籍数(概ねは30日)となります。

※入居者様の所得に応じて【サービス費と各種加算】が1～3割負担になる方もあります。

◆居住費

	金額/日	金額/月
ユニット型個室	2,066	61,980

◆食費

	金額/日	金額/月
食費		
1日あたり	1,510	45,300

※居住費・食費について所得に応じた負担限度額が設けられます。(別紙参照)